平成２９年（フ）第６６３号
静岡市駿河区稲川１丁目10番27号、旧住所静岡市清水区長崎349番地の８
債務者　土田　幸代
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山形　祐生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
京都府亀岡市吉川町穴川替田22番地　２棟402号
債務者　青池　昭子
１　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　四方　　奨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第６５８号
横浜市緑区中山町828番地３　畑山ハイツ201号
債務者　勘澤　典弘
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤川　祐美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２８号
岐阜県大垣市大村１丁目136番地１
債務者　子安智加子
１　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
富山県高岡市坂下町22番地、前住所神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目７番16号　ｂ’ＣＡＳＡ　Ｔｓｕｒｕｍｉ　102
債務者　髙田明日香
１　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　長司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第２６号
埼玉県川越市藤原町３番地１　（ヒルズ藤原108号室）、旧住所埼玉県川越市末広町３丁目４番地15
債務者　萩野　和彦
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１３８号
埼玉県川越市東田町７番地２（タケフジビル401号室）、住民票上の住所埼玉県川越市藤原町３番地１（ヒルズ藤原108号室）
債務者　萩野美由紀
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５２３号
名古屋市中区松原３丁目10番13号　パークサイドマンション307号、従前の住所名古屋市中区千代田３丁目25番18号　ホーメストつるまい１Ｃ号
債務者　大澤　暢之
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙木　美咲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字折越38番地の３、従前の住所東京都中野区弥生町１丁目８番４号　メゾンドレコルテ402
債務者　鈴木　純也
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
仙台市宮城野区燕沢２丁目20番10号
債務者　大友　舞夢
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
仙台市太白区西中田５丁目８番１号　レトアシャルマン203、従前の住所新潟市秋葉区大鹿554番地
債務者　星野　宗利
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
仙台市青葉区川平２丁目12番12号　ウエルヴィラ川平101
債務者　針生　将人
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台３丁目３番地の31
債務者　淺崎　勇弥
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６７号
仙台市青葉区水の森１丁目３番18号　パセオステーブルＫＭ水の森203
債務者　阿部智奈美
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
秋田県山本郡八峰町八森字浜田105番地
債務者　工藤　　優
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第６９号
茨城県水戸市若宮１丁目７番10棟306号　県営若宮第２アパート
債務者　皆川　宏典
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所